令和8年度　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する評価・計画

責任者：看護部長　木原 広栄　　令和8年4月1日

施設基準が求める体制	項　目			現状・課題等	R7評　価	R8具体的な取り組み内容の目標計画
業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整			業務量が多く、整理ができていないため時間外が発生している。	高稼働と電カル導入準備のために時間外が増大した。高稼働については各部署から隙間時間に少しずつリリーフを行い、業務の負担軽減に繋げた。電カル導入と共にバイタル連携システムを導入した。薬剤に関する業務に多くの時間を割いているため、薬剤師に協力を仰ぐと共に、配薬カートを導入し看護部から配薬支援を開始した。	部署間のリリーフを継続し、さらにセル看護を導入し協力体制と補完体制を整えで業務量の均等化を図って行く。
看護職員と他職種との業務分担	多職種との協働により緩和	薬剤部	薬剤の管理	病棟配置の薬剤師がいるが、持参薬確認と代行処方が主な業務であり、患者個人の薬剤管理までは出来ていない。	一部の病棟において薬の展開の支援をもらい、誤薬の減少、時間外の削減、業務の負担軽減につながった。	服薬指導や退院時薬の指導・外来における自己注射の説明などに協力いただきたい。
		リハビリ	患者の移送	リハビリ採用の助手が送迎している。	病棟看護補助者が患者の移送ができるまでを準備し、送迎のみリハビリ助手が実施している。患者に応じてセラピストが送迎する場合もある。	個々の患者に応じてセラピストが起床からかかわるリハビリの実施を検討することを期待する。また休日実施の導入を進めてほしい。
		臨床検査技師	採血	翌日分の検体配布・朝の検体回収を検査室が実施外来採血業務の協働を進めたい。	前年度と変化なし.。	採血業務の協働を進めたい。
		臨床工学技士	医療機器の管理	手術室・内視鏡室以外の医療機器のほとんどが集中管理されている。	前年度と変化なし。	手術室・内視鏡室の機械についても管理をお願いしたい。
		栄養課	食事に関する事	栄養指導の際に看護師が家族と栄養課の時間調整を行っている。	栄養指導の予約を栄養士が行うよう変更した　電カル導入時にFAXをなくした。	食事摂取状況をラウンドするなど、患者との関りを期待したい。
		医事課・地域連携室との連携	外来予約	外来の診察検査の予約は、医師事務・看護師・助手が協力している。院外からの受診や検査予約は地域連携室事務が行っている。14時以降の予約変更は看護師の業務になっている。	変更なし。	地域連携室に委譲している二次健診の受診予約が複雑であったので見直した。外来予約変更の窓口を医事課と協力体制を整えたい。
		医事課と入退院支援センターの連携	入院時の案内	入退院支援センターに医事課職員が常駐し、入院時のアメニティや支払いの説明を実施している。	入退院支援センターに常駐の医事課職員がアメニティ、高額医療還付の説明などを実施している。	入退院支援センターの職員減により、一部業務が看護師へ移譲される予定。
		医事課	入院請求書の配布	医事課職員が実施。	医事課職員が実施。	継続。
		総務課	不在者投票の手続き	総務課職員が実施。	総務課職員がベッドサイドで実施し、患者の送迎がなくなった。	投票実施の可否の確認も総務課職員がしてほしい。
		その他	特浴槽の清掃	患者ごとの清掃は看護補助者が行なっているが、最終的な清掃は委託業者が行っている。	変化なし。	継続。
	主として事務的業務を行う看護補助者の配置		退院患者の診療録の管理	事務的作業補助者の退職により、病棟・外来看護助手の協働により実施できている。	病棟補助者の横断的活動により一部の病棟に限らず実施できた。2月の電カル導入により業務削減されている。	なし。
			その他	外来看護補助者が、医師事務補助者の役割を担っているが、人員不足しており、看護師が不足分を担っている。	病棟クラーク不在のため、事務的作業は看護師もしくは補助者が実施している　外来においても医師事務補助者の代行を看護師や看護補助者がに実施している。	医師事務作業補助者の増員及び業務拡大　病棟クラークの配置を求める。
	看護補助者の夜勤配置		夜勤時の配慮	一般病棟では看護補助者の夜勤を実施し、夜勤加算を取得できている。早出・遅出や病棟横断的に業務を行う補助者もおり、人員が減る夜勤時間帯の患者の見守りなどができている。	病床削減に伴い、地ケアに補助者を増員し準夜勤務が実施できるよう体制を整えた。	全病棟二交代制導入に向けて、障がい者と地ケア病棟で補助者の二交代勤務者の導入を進めていく。
短期間正規雇用の看護職員の活用	安心して働き続けられる環境の調整			個人面談、意向調査を実施、勤務開始時間、終了時間など個々の事情に応じて配慮している。また、パート職員、夜勤専従看護師の活用もしている。	育児短時間利用看護師については個人の意向を確認し、勤務時間や勤務配慮をおこなっている。また、臨時職員についてもこちらの意向も伝えながら、勤務時間の調整を行っている。	短時間正職者に限らず、個々の状況を聞き取りながら、最適な働き方ができるよう提案し働き続けられよう支援している。
多様な勤務形態の導入						

施設基準が求める体制	項　目	現状・課題等	R7評　価	R8具体的な取り組み内容の目標計画
妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	夜勤免除・休日勤務の制限	育児中のスタッフは、可能なかぎり、個々の要望に配慮し勤務作成している。	育児中のスタッフについては可能な限り、個々の要望に配慮し勤務している。	継続。
	半日・時間単位休暇の活用	個々の事情に応じて、半日、時間単位でも有給休暇を利用している。	継続。	継続。
	所定労働時間の短縮	産休前に育短制度を説明し、活用を促進している。育児短時間制を活用している。　育児短時間制度利用数　4名。	産休入り前と復帰時に育短制度を説明し意向を確認している。育児時間利用者4名。	育休復帰予定者も含め育児時間取得者は4名の予定。
	他部署等への配置転換	配置転換希望時は、負担の少ない場所を考慮してい	働き続けられるよう、配置転換のみならず働き方なども考慮し対応している。	子育て中の職員に、各病棟で退院支援を担ってもらい、時間内で退勤しやすい勤務状況にする。
夜勤負担の軽減	夜勤従事者の増員	ほとんどの看護職員が夜勤を行っている。	正職看護師で夜勤実施できていない職員は育児中と療養中のわずかな職員のみ。	夜勤可能な看護師は実施しているため、増員には採用のみである。二交代勤務に向けて、補助者の夜勤従事者も増員の必要あり。
	勤務間インターバル11時間の確保	3交代、正循環で勤務間11時間インターバルが確保できている。	確保できている。	二交代導入によりさらに勤務間インターバルを伸ばしていく。
	月の夜勤回数の上限設定	8回/月以内を推奨しているが、11回/月というスタッフもいる。	スタッフ本人の意向もあり、8回/月以上実施している職員もいる。	二交代制の者は4回/月を推奨していく。